

2020年3月11日

国土交通省中部地方整備局

名古屋国道事務所

愛知県内の渋滞緩和に向けて

－ 令和元年度 第2回愛知県道路交通渋滞対策推進協議会を開催しました －

1. 概 要

愛知県における道路の渋滞対策を効率的に進めていくための取組を、道路利用者にも参加頂き継続的に行っています。

今回は、

- ・ 主要渋滞箇所の新たな評価手法（案）
- ・ 災害時交通マネジメント検討部会の設立

等について、取組内容や今後の方針を確認しました。

※資料の内容については別紙4を参照下さい。

※今回、新型コロナウイルス感染拡大防止の為、持ち回り会議としました。

○議 題 : (1) 規約の確認

(2) 本編資料

1) これまでの取組経緯

2) 今年度実施の主な取組

3) 来年度の主な取組予定

4) 道路利用者団体との連携強化

5) 主要渋滞箇所の新たな評価手法（案）

(3) 愛知県災害時交通マネジメント検討部会の設立について

(4) 道路交通アセスメント制度について

2. 資 料 別紙1：愛知県道路交通渋滞対策推進協議会の概要

別紙2：主要渋滞箇所図

別紙3：議事要旨

別紙4：資料内容のポイント

配 布 先

中部地方整備局記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省中部地方整備局名古屋国道事務所

副所長 稲垣 光正

いながき みつまさ

計画課長

しみず

けいた

清水 敬太

TEL:052-853-7323 / FAX:052-853-7332

《参考》愛知県道路交通渋滞対策推進協議会の開催状況について

http://www.cbr.mlit.go.jp/meikoku/jigyo/s_road/

道路の異状を発見したら・・・道路緊急ダイヤル **#9910**（通話料無料・24時間受付）

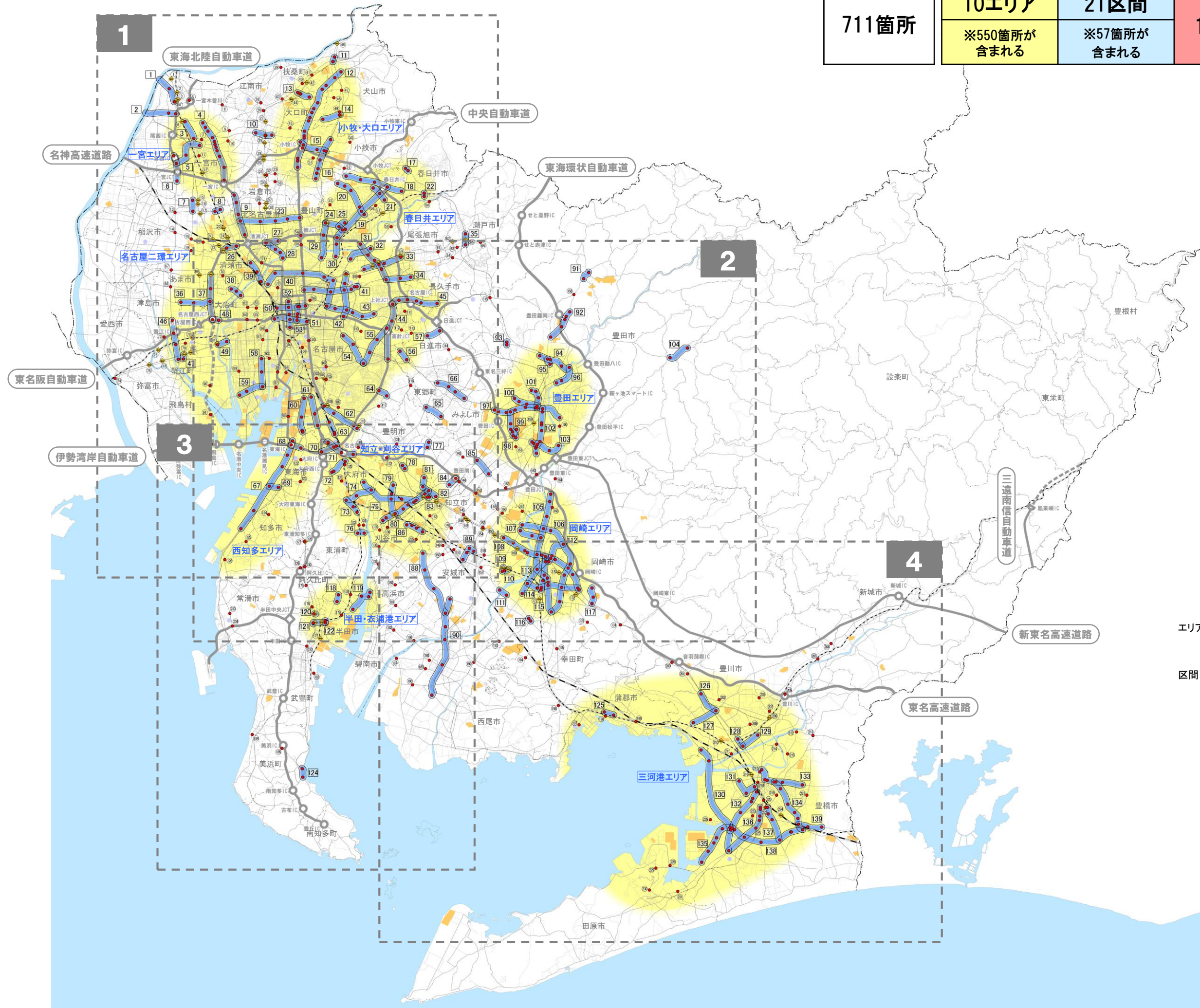
愛知県道路交通渋滞対策推進協議会の概要

- ・「愛知県道路交通渋滞対策推進協議会」（以下「協議会」）では、愛知県における道路の渋滞対策を効率的に進めていくための取組を継続的に行っています。
- ・平成24年度は、道路利用者と協議会の双方の意見を踏まえて、地域全体として実感している渋滞箇所を「地域の主要渋滞箇所」として選定・公表しました。
- ・平成25年度以降は、対策検討に向けて地域ごとにワーキンググループを設立し議論を進めるとともに、渋滞対策を実践してきました。

愛知県道路交通渋滞対策推進協議会 出席予定者

区分	所属機関	所属部署及び役職
会長	国土交通省中部地方整備局	名古屋国道事務所長
委員	国土交通省中部地方整備局	企画部 広域計画課長
		建政部 都市整備課長
		道路部 道路計画課長
		道路部 地域道路課長
		道路部 交通対策課長
		道路部 道路管理課長
		愛知国道事務所長
		名四国道事務所長
	国土交通省中部運輸局	交通政策部 計画調整官
		愛知運輸支局 首席運輸企画専門官
	愛知県警察本部	交通部参事官兼交通総務課長
		交通規制課長
	愛知県	都市整備局 交通対策課長
		都市整備局 都市基盤部 都市計画課長
		都市整備局 都市基盤部 都市整備課長
		建設局 道路維持課長
		建設局 道路建設課長
	名古屋市	緑政土木局 道路管理課長
		緑政土木局 道路維持課長
		緑政土木局 道路建設課長
		住宅都市局 交通企画課長
		住宅都市局 街路計画課長
	名古屋高速道路公社	経営企画部長
	愛知県道路公社	事業部長
	中日本高速道路（株） 名古屋支社	総務企画部 企画調整課長
		保全・サービス事業部 交通技術課長
	愛知県トラック協会	専務理事
	愛知県バス協会	専務理事
	愛知県タクシー協会	専務理事
	名古屋タクシー協会	常務理事
事務局	国土交通省中部地方整備局	名古屋国道事務所計画課
	愛知県警察本部	交通規制課
	愛知県建設部	道路建設課
	名古屋市緑政土木局	道路建設課

主要渋滞箇所数	集約されるエリア数	集約される区間数	単独箇所数
711箇所	10エリア	21区間	104箇所
	※550箇所が含まれる	※57箇所が含まれる	



エリア：都市部等、混雑区間・箇所が面的に広がっており、複数路線に跨り複数の主要渋滞箇所を含む区域

区間：交差点等が連続するなど、速度低下箇所が連続しており、複数の主要渋滞箇所を含む区間

凡 例

<主要渋滞箇所>

- 箇所
- ◆ 箇所(踏切)
- 区間
- エリア

<道路種別>

- 高速道路
- 一般県道以上
- 市町村道

- 主な工場等
- 主な大規模商業施設

令和元年度 第2回 愛知県道路交通渋滞対策推進協議会 議 事 要 旨

1. 議 事

- (1) 規約の確認
- (2) 本編資料
 - 1) これまでの取組経緯
 - 2) 今年度実施の主な取組
 - 3) 来年度の主な取組予定
 - 4) 道路利用者団体との連携強化
 - 5) 主要渋滞箇所の新たな評価手法（案）
- (3) 愛知県災害時交通マネジメント検討部会の設立について
- (4) 道路交通アセスメント制度について

2. 議事要旨

- (1) 規約の確認について
 - ・ 愛知県災害時交通マネジメント検討部会の設立について了解を得た
- (2) 本編資料
 - ・ 内容の確認をした
 - ・ 主要渋滞箇所の新たな評価手法（案）について、現地確認にあたっては、各機関で十分な調整を行って進めて欲しい旨の意見があった
- (3) 愛知県災害時交通マネジメント検討部会の設立について
 - ・ 愛知県災害時交通マネジメント検討部会の設立について了解を得た
 - ・ 災害時の状況を想定した運営を考えておくべきではないかとの意見があった
 - ・ 検討内容によって、構成員の変更が柔軟にできるよう配慮して欲しい旨の意見があった
 - ・ 新たな検討部会のため、構成員については今後検討・調整・決定していくこととして欲しい旨の意見があった
- (4) 道路交通アセスメント制度について
 - ・ 道路交通アセスメント制度について報告した

以上

令和元年度 第2回 愛知県道路交通渋滞対策推進協議会

■資料内容のポイント

(資料はホームページに掲載しています https://www.cbr.mlit.go.jp/meikoku/jigyo/s_road/)

(1) 規約の確認(配付資料:02 協議会規約)

- ・第6条について愛知県災害時交通マネジメント検討部会※を追記

※下記(3)参照

- ・名古屋高速道路公社と愛知県道路公社の構成員の役職変更

(2) 本編資料(配付資料:03 協議会資料)

2) 今年度実施の主な取り組み(P5~)

- ・国道23号丹後通交差点の右折レーン延伸など4箇所の取り組み内容

3) 来年度の主な取り組み予定(P12~)

- ・名古屋環状2号線事業(名古屋西JCT~飛島JCT(仮称))など4箇所の取り組み内容

4) 道路利用者団体との連携強化(P20~)

- ・道路利用者団体へのアンケート調査結果および当該結果を踏まえた次年度の対策計画案(例)

5) 主要渋滞箇所の新たな評価手法(案)

- ・現行手法の課題と新たな評価手法(案)

(3) 愛知県災害時交通マネジメント検討部会の設立について(配布資料:04 災害時交通マネジメント検討部会について)

- ・災害発災後、速やかに関係機関の協働体制構築、ハード・ソフト両面における対策の検討・実施するために「災害時交通マネジメント検討部会」を、愛知県道路交通渋滞対策推進協議会の検討部会の一つとして設立

(4) 道路交通アセスメント制度について(配布資料:05 道路交通アセスメント制度について)

- ・重要物流道路(直轄)の沿道に立地を予定している大規模な商業施設等について、自治体との連携を強化しつつ、計画立案の初期段階から立地者が道路管理者と円滑な協議・調整ができる仕組みに実効性をもたせるための「道路交通アセスメント制度」の紹介